

保育所等保育料の見直しについて

資料 2

○改訂の理由

▽保育所等の待機児童対策を今後も推し進めていくための財源及び、幼児教育・保育の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものです。

※国策で「幼児教育の無償化」が検討されていますが政府の方針決定の段階であり、昨年度当初から本市の財政政策上の必要性から検討を重ねた上で、実施するものです。

○対象

- ①保育所等 3 歳未満児の保育料表
- ②保育所等 3 歳以上児の保育料表

○見直し水準の考え方

◇国の徴収基準の 70%の水準を目標とする。

▽H26・H27 改訂時の目標水準は対国庫 65%であったの対して、実績 63%であった。

- ・当時の目標は、55%を 65%にする。 $65/55=$ 全体で 18%の引き上げを目指した。
- ・H26 年度に約 10%、H27 年度に約 8%の引き上げを行った。

▽今回は、前回改定時調査の結果での他市例を踏まえ 70%の水準を目標とする。

- ・目標として 63%を 70%にする。 $70/63=$ 全体で 11.1%の引き上げを行う必要がある。

○改訂方法(案)

【具体的手法】

▽全体で 11.1%の引き上げを行う必要があるが、全ての階層を 10%の増とする。

▽最高階層で、単年度で 5,000 円を超える見直しとなるため、生活への影響を考慮し、H30 年度に 5%、平成 31 年度に 5%の引き上げを行う。

○隣接市町のモデル世帯での比較 ※本市の入所世帯の所得分布で一番人数の多い層で比較。

推定年収(父母合算)700 万円前後の場合(3 歳未満児 第 15 階層、3 歳以上児 第 13 階層)

市町名	横浜市	横須賀市	鎌倉市	葉山町	逗子市(現)	逗子市(案)
3 歳未満	47,500 円	41,400 円	45,100 円	41,000 円	39,100 円	43,010 円
4 歳以上	27,500 円	27,200 円	28,300 円	28,000 円	22,500 円	24,750 円

【県内各市町の状況 ※前回調査の結果】

市町村名	徴収割合	徴収目標の調査結果	備考
横浜市	—	—	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
川崎市	68.5	平成 25 年時点 72.4%	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
相模原市	71.8	国徴収額の概ね 70%程度	
横須賀市	71.4	50%～90%	平成 25 年度見直しを予定
平塚市	66.1	国庫補助の概ね 70%程度	
鎌倉市	61.2	国徴収額の約 70%	
藤沢市	70.6	国庫補助の概ね 70%程度	
田原市	70.7	国庫補助の概ね 70%程度	
三浦市	75.8		
秦野市	57.9		
伊勢原市	67.0		
海老名市	69.2		
座間市	64.2		
南足柄市	67.4	70%程度	
綾瀬市	63.8		
寒川町	66.4		
大磯町	67.5		
二宮町	66.8		
中井町	62.7		
大井町	70.4	国庫補助基準の概ね 70%程度	
松田町	73.2	国庫補助基準の概ね 70%程度	
箱根町	46.4	国庫補助の概ね 50%程度	平成 25 年度見直しを検討(50%に)
湯河原町	75.9	国の費用徴収基準の 75%	
愛川町	64.1		

○保育所保育料 所得分布

◇3 歳未満児

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	1
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	14
	市民税非課税世帯 年収～260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	3
	市民税所得割 48,600円未満		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	3
	市民税所得割 年収～330万		5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	4
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	6
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	12
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	7
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	9
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	20
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	17
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	26
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	14
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	38
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	28
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	16
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	21
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	38
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万～	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	10
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	6
			22	589,000円以上	75,900	9

◇3 歳以上児

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	4
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	35
	市民税非課税世帯 年収~260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	6
	市民税所得割 48,600円未満 年収~330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	7
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	11
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	13
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収~470万	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	14
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	14
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	14
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収~640万	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	37
			12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	45
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収~930万	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	101
			14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	92
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収~1,130万	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	74
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万~	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	33
			17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	16
			18	589,000円以上	42,500	28

計

545

○保育所等保育料見直し案

◇保育料の見直しは、今後の待機児童対策を推進するため及び、幼児教育・保育の質の向上のための財源確保策として見直すものです。

◇保育料の見直しは、生活への影響を考慮し、平成31・平成32年度の2か年で、5%ずつ増額します。

◇国で「幼児教育の無償化施策」を実施した場合、国策実施後は、国が定める上限額の範囲で保育料を改めます。※平成31年10月からの実施が検討されています。

【現在国で検討されている事項】

- ・3歳未満児の低所得世帯等の保育所等保育料の減額
 - ・3歳以上の幼稚園・保育園・認定こども園の保育料の無償化
- ※他に、認可外保育施設の利用料等の無償化等も検討されています。

◇保育所等保育料(3歳未満児用)

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案 10%増	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,960	360
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	5,060	460
	市民税所得割 48,600円未満 年収～330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	6,160	560
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	7,260	660
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	8,360	760
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	9,460	860
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	11,660	1,060
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	14,410	1,310
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	18,260	1,660
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	23,210	2,110
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	28,160	2,560
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	33,110	3,010
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	38,060	3,460
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	43,010	3,910
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	48,510	4,410
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	54,010	4,910
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	59,510	5,410
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	65,340	5,940
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	71,390	6,490
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	77,440	7,040
			22	589,000円以上	75,900	83,490	7,590

◇保育所保育料(3歳以上児用)

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更案 10%増	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	3,300	300
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,400	400
	市民税所得割		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	5,500	500
	48,600円未満		5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	6,600	600
	年収～330万		6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	7,700	700
第4	市民税所得割	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	8,800	800
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	11,000	1,000
	97,000円未満		9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	13,750	1,250
	年収～470万		10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	16,500	1,500
第5	市民税所得割	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	19,250	1,750
	169,000円未満 年収～640万		12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	22,000	2,000
第6	市民税所得割	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	24,750	2,250
	301,000円未満 年収～930万		14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	27,500	2,500
第7	市民税所得割	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	30,250	2,750
第8	市民税所得割	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	35,750	3,250
	397,000円以上		17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	41,250	3,750
	年収 1,130万～		18	589,000円以上	42,500	46,750	4,250